

都政改革本部設置要綱新旧対照表（抄）

現 行	改正案
<p>第1条から第3条まで（略） （特別顧問等）</p> <p>第4条 特別顧問、特別参与及び特別調査員は、本部長の命により、改革本部において、次の職務を行うものとする。</p> <p>（1）特別顧問 政策的見地から都政の課題についての実態調査及び評価、並びに課題の整理及び改善策の検討を行う。</p> <p>（2）特別参与 技術的又は専門的な見地から都政の課題についての実態調査及び評価、並びに課題の整理及び改善策の検討を行う。</p> <p>（3）特別調査員 特別顧問又は特別参与が行う職務を補佐する。</p> <p>第5条から第7条まで（略）</p>	<p>第1条から第3条まで（現行のとおり） （特別顧問等）</p> <p>第4条 特別顧問、特別参与及び特別調査員は、本部長の命により、改革本部において、次の職務を行うものとする。</p> <p>（1）特別顧問 政策的見地から都政の課題についての実態調査及び評価、並びに課題の整理及び改善策の検討を行<u>い、本部長に進言し、又は助言する。</u></p> <p>（2）特別参与 技術的又は専門的な見地から都政の課題についての実態調査及び評価、並びに課題の整理及び改善策の検討を行<u>い、本部長に進言し、又は助言する。</u></p> <p>（3）特別調査員 特別顧問又は特別参与が行う職務を補佐する。</p> <p>第5条から第7条まで（現行のとおり）</p>

